

メキシコ政府の新移民政策

—想像の共同体構想

山 崎 眞 次

序論

メキシコとアメリカ合衆国（以下米国と表示）の関係はデリケードで複雑である。その主要な原因は、米国・メキシコ戦争（1846～1848）にある。この戦争で大敗したメキシコは国土の過半200万平方キロメートルを米国に割譲し、米国との軍事的対決は決して自国に有利にはならないことを自覚させられ、防衛的反米ナショナリズムが生まれた。メキシコが痛感させられたのは政治的・軍事的・外交的敗北ばかりではない。文化的にもアングロサクソン文化と競合できないのではないかというラテン文化の限界を感じた。メキシコ人心理学者のサムエル・ラモスは、この米・墨戦争以降にメキシコ人の間に米国に対する劣等感、憎悪、憧憬という国民性が生成されたと分析している¹。20世紀に入ってもメキシコと米国の外交関係は改善されなかった。米国は1910年に勃発したメキシコ革命で誕生したメキシコ新政権を容易には承認しなかった。メキシコ政府が、米国人をはじめ外国人がメキシコ国内に所有する石油会社の利権継続を容認しなかったからである。この国家承認問題でも米国の干渉に翻弄されたメキシコ政府は、当時の外務大臣ヘナロ・エストラーダが「内政不干涉、紛争の平和的解決、民族自決、国際法遵守」を唱えた。このエストラーダ宣言は、メキシコが欧米列強と比して軍事的・政治的に脆弱な国家であるという観点から発せられたもので、メキシコ対米への消極的外交姿勢を決定することになった。1980年代末まで、メキシコ政府の移民政策の立場は、在米自国民の権利の保護と米国の政治的経済的圧力への安全弁を維持することから成立してい

た。メキシコ政府の外交方針は2国間関係の緊張を回避し、領事館を介して自国民を保護しながら、在米メキシコ人コミュニティとの関係促進することに主眼が置かれた²。

だが、1990年代に入ると、それまでの米国の外交方針にほぼ言いなりだったメキシコ政府は徐々に自国の移民外交方針を積極的に示し始めた。その理由は、メキシコが米国、カナダと1994年に北米自由貿易協定（NAFTA）を締結し、隣国と経済的な結びつきが強化され、新たな経済圏が構築されたことによって、貿易や労働力の分野でメキシコの発言力が高まり、2国間の緊密な協力関係が必要になったからである。また、米国政府が、増え続ける非合法移民を減らすにはメキシコ政府の協力が不可欠なことを認識したからである。3番目の理由として、国境周辺で暗躍する麻薬組織を両国で共同して撲滅する必要性に迫られたからである。両国は移民の管理と国境警備、合法的永住者ビザ・システム、一時的労働者プログラム、非合法移民の合法化プログラムを通じて移民問題を2国間で解決しようと模索している³。これまで、「メキシコの外交政策の転換」についての先行研究は決して多くはない。本研究では、能動的米国外交に舵を切ったメキシコ政府の狙いを、「想像の共同体構想」⁴という仮説のもとに、在米メキシコ領事館のメキシコ系移民への積極的働きかけを介して明らかにする。

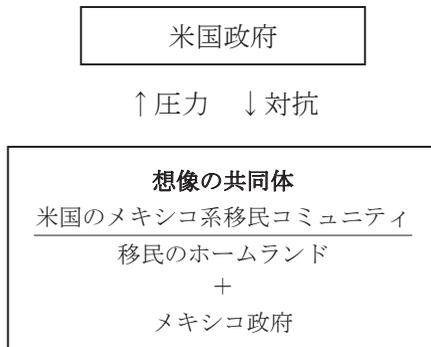


図1. メキシコの想像の共同体構想

1. メキシコ系移民のアイデンティティ

メキシコから米国への移民の流入は1980～1990年間に210万人～260万人であったが、90年代は300万人以上に増加し、年平均30万人を記録した。2000年には850万人、そのうち350万人が非合法移民である。2007年には非合法移民の数は600万人以上に達した⁵。メキシコから米国への移民の歴史は19世紀末に始まるが、米国の移民法が本格的にメキシコ人の移民を対象にするのは20世紀に入ってからであり、4段階に区分できる。①20世紀初頭から第1次世界大戦までの時期。この期間、短期滞在の移民が増え始めるが、メキシコ人は移民制限から除外され、最初のゲストワーカーとして第1次大戦中はその滞在が公式に認められた。②1942年から1964年まで継続された「ブラセロ計画」時期。第2次世界大戦中は多くの米国人が戦場や軍需工場に駆り出され、人出不足は深刻となった。そこで米国はメキシコ政府と「ブラセロ計画」を結び、戦中から1964年までにおよそ450万人に労働ビザを発給した。③1965年から1986年の移民制限期。1965年に移民改正法が公布され、国籍別割り当てが廃止されたものの、毎年西半球からの移民数が12万人に制限された。さらに1976年、一国上限2万人の規制が課された。1986年に移民改革規制法（IRCA）が成立し、長期滞在の非合法移民を合法化したが、同時に非合法移民の雇用者罰則規定を設けた。④1987年から21世紀初頭までの移民法強化の時期。1996年に「非合法移民改革・移民責任法」が公布され、国境監視の強化と非合法移民への公的サービスが制限された。

故郷離脱者（ディアスポラ）の心理は、約束の地から逃れたトラウマ的経験によって構成される。彼らのアイデンティティは迫害という強制に対する反応であり、根絶の恐怖という集団的記憶によって定義される。ユダヤ人のディアスポラは世界中に散逸を余儀なくされたが、ユダヤ教を精神的支柱として強い紐帯を保持している。ユダヤ民族は起源の地イスラエルへの絶え間ない回帰願望を抱く中で自民族の存在を正当化するイデオロギーを発展させてきた。しかしメキシコ人にはユダヤ人が抱くほどのトラウマ的な故郷喪失感はない⁶。150

年以上前に米国に北半分を奪われたことは事実だが、残りの南半分の領土を保持し、そこで国民国家を発展させ、米国とは異なるラテン文化を育むことができたからである。そして今や、先祖が失った土地に再び舞い戻っている。

100年以上も波状的に国境を超え、米国を第2の生活空間としてきたメキシコ系米国人のアイデンティティとはどのようなものであろうか。「あなたのアイデンティティは？」というアンケート調査に、メキシコ生まれの子どもたちの36.2%がメキシコと回答し、米国生まれの子どもたちは8.1%だけがメキシコと答えた。このようにメキシコ生まれの子どもと米国生まれの子どもでは、後者のメキシコ人意識が希薄化している。一方、汎エスニック分類のヒスパニック、チカーノと回答した子どもたちは、前者が44.9%、後者が45.2%とほぼ拮抗している。(巻末の表1を参照のこと)⁷。移民研究者の間では、「教育レベルの低いメキシコ系米国人の子どもたちは、未来の展望を開くことができず、アングロサクソン社会から疎外され、米国社会で打ちのめされている」という見解に対してある程度の共通認識がある。未熟練者は垂直的人口移動階梯からはじき出されるのである。

そのような差別意識や社会的周縁性がメキシコ系米国人の子どもたちをエスニック・マイノリティであるヒスパニックやチカーノへ同定化する。このようなメキシコ系米国人の周縁的現状を、元在米メキシコ総領事のカルロス・ゴンサレスは、「汚名を着せられたアイデンティティは同化を有害な方向に変える。負のアイデンティティは移民を不利なエスニック・マイノリティに変容させることによって弱体化する。メキシコ政府はメキシコ系米国人と連帯して、メキシコ系米国人に対する米国メディアの偏見とステレオタイプな描写と闘うべきである。ゴールは米国人の意識にあるメキシコ出身者のコミュニティのイメージを改善することであり、米国への不忠という非難を払拭することである」とメキシコ系移民のポジティブな米国への同化を主張する⁸。汎エスニック・アイデンティティという主張はマイノリティに有利に働き、同時に二つのコミュニティに帰属する感覚と移民を強化する集団的アイデンティティの創造につながる。移

民社会がメキシコ民族に帰属するという自然な感情を抱けば、ホームランドの発展のため連帯を生み出す。ヒスパニック、チカーノという呼称は差別的意味合いを秘めているが、有用で有利な資源でもある。エスニック・ラインに沿った政治的参加は米国の多文化主義者の賛同を得られると、ゴンサレスは考える⁹。2006年、米国には4430万人のヒスパニックが居住し、全人口の15%を占める。ヒスパニックの中ではメキシコ系が最大の64%（2840万人）を占め¹⁰、メキシコ系移民の発言力は決して小さくない。

2. メキシコ政府の「想像の共同体構想」

1990年代以降のメキシコ政府の在米自国民に対する移民政策は端的にいえば、「想像の共同体構想」ではなかろうか。米国の南西部4州、カリフォルニア、アリゾナ、ニューメキシコ、テキサスはメキシコ系移民が最も多く居住する空間である。この地域は米国の国土であるにも関わらず、人々はタコスを食べながら、テキーラを飲み、スペイン語のラテン音楽を聴く。一瞬アングロサクソン文化を忘れるほど、メキシコのラテン文化が浸透している。この Mex-America と呼ばれる地域は米国の伝統的アングロサクソン文化とは異次元の地理的文化的空間である。メキシコ政府はこの地域をメキシコ国家の伸張外延部と考えているのではないのか。多数の同胞が100年以上も移住を重ね、創り上げてきた地理的空間を自国の外交政策に利用できないかと近年、戦略を練ってきたのではないのか。メキシコ総人口の約1割が国外で生活し、その大部分は米国に居住する。メキシコ政府が国境の北側に移住した同胞との絆を強化して越境的文化空間を構築し、自らの外交的地位を少しでも有利に展開しようとしているのではないのか。現在のメキシコは、米国の移民との文化的連帯を見定め、移民が米国で市民権を取得することによってかれらの祖国愛が薄れるとは考えていない。

カルロス・ゴンサレスは、「国家とディアスポラは国家主権の外に国際的空間を持つ。それはその国境を失い、領土が消えることではなく、特別の境界に

において特別の目的を有する民族的コミュニティとして外の領域にいる他者と選別的に協力することである。メキシコ政府はかつて軍事的敗北によって国土の過半を喪失したが、失った地域の文化的影響力まで低下したとは考えていない¹¹と在米同胞との連帯は国境を超え、新たなメキシコの影響下にある経済的文化的圏を創造すると考えている。だが、メキシコ政府の外交官であるゴンサレスの意図は、隣国の同胞との経済的文化的絆の構築に留まらず、政治的繋がりまでも秘めたものではなかろうか。

このような構想を描いていると思われるメキシコ政府の対米移民政策の戦略の一つがフォックス政権下、2003年に国会で可決された「メキシコ国籍非喪失法」（二重国籍取得法）である。この憲法改正によって何百万人も在米メキシコ人が米国市民となることが奨励された。たとえ米国籍を取得してもメキシコ国籍を失うことはない。新たなメキシコ系米国人の増加によって、メキシコは米国との外交交渉において有利に交渉を進めることができる¹²。この憲法改正は、「国家発展計画1994～2000」に含まれる「メキシコ国民」条項に基づき行われた。その目的は在外メキシコ人やそのコミュニティとの文化的連帯を図り、政治的・精神的絆を強化することである。在米メキシコ人との連帯によってメキシコは国境を超えて政治的経済的文化的影響力を拡大することができる。このアイデアはサリーナス政権（1988～1994）で着想され、セディージョ政権（1994～2000）に受け継がれ、フォックス政権（2000～2006）で具現化し、カルデロン政権（2006～2012）に至っている。フォックスは2003年に在外メキシコ人機構（IME）を創設した。その主要な目的は米国における反移民的動向に関する緩和的戦略を練り上げ、米国のメキシコ系コミュニティとの濃密な対話を図り、彼らと開かれた関係を築くことである。そのためにIMEは領事館の下部組織である「諮問評議会」（CC）への助言を行い、コミュニティのリーダーとの対話に努めた。その過程において非合法移民を組み込む移民コミュニティ組織の統括を試みてきた。一方、諮問評議会は「在外メキシコ人コミュニティ民族評議会」（CCIME）との緊密な連絡と関係を強化する。CCIMEはコ

コミュニティの代表とみなされ、コミュニティの要求を一定方向に導き移民コミュニティとメキシコ政府間の大きな信頼の基盤を構築している¹³。CCIMEのもう一つ役割は、メキシコの経済促進地域における経済発展と雇用創出である。移民の1ドルの寄付に対して連邦、州、地方自治体が各1ドル拠出する「3x1プログラム」を推進する。「3x1プログラム」には米国の「ホームタウン協会」(HTAs)の半数が参加している。連邦政府はこのプログラムを2002年から始め、2003年にはその出資金が3600万ドルに上り、その4分の1はHTAsからの寄付である。そのうち3分の2は、移民の送り出しが多いサカテカス¹⁴、グアナフアト、ハリスコ、ミチョアカンの4州からのものであり、医療、教育、経済インフラの集団的ニーズに応えるモノやサービスを提供する¹⁵。

フォックス政権の積極的外交方針はカルデロン政権下の「国家発展計画2006～2012」へと引き継がれた。法学者であり裁判官のロメロ・サスエタは、「国土は国民の立場を確立するものであり、その存在を強化するが、国民を決定するものではない。メキシコ国籍非喪失法は、生来の国籍を放棄することなく、独自に他の国籍、市民権、居住権を取得することを可能にする」¹⁶と述べ、メキシコ国籍を保持させる合法的仮説を主張し、暗に越境的政治的経済的文化的主体の存在を示唆した。

カルデロンは在米メキシコ人コミュニティへの急速な接近を図った。その布石としてオアハカ州の先住民農民出身の移民で二重国籍者のカンディド・モラレス・ロサスを在外メキシコ人機構(IME)の長官に抜擢した。そのような積極的外交政策にもかかわらず、限られた予算とスタッフでは、警備が強化された国境周辺での非合法移民の保護、9.11テロ事件以降に高まった外国人排斥と反移民感情の沈静化、労働現場におけるメキシコ系米国人と非合法移民の摩擦軽減等を行うのは容易ではない。

3. メキシコ外務省の「在外メキシコ人機構」(IME)の機能

メキシコ側から米国在住移民組織への働き掛けは、サリーナス政権(1988～

1994) のとき始まり、在外メキシコ人コミュニティ・プログラム (PCME) が1990年、内務省に設置された。さらに2000年、フォックスはメキシコのビジネス業界への投資を促進する目的で「在外メキシコ人のための大統領事務局 (OPME)」を設置した。2003年、領事館業務を効率化するために PCME と OPME は融合され、IME が創設された。IME は米国とカナダに設けられた56の領事館 (総領事館と領事館) で活動している。スタッフは外務省で雇用され、移民コミュニティが直面する問題の解決に当たる。世界にはメキシコ人によって設立された約1200のホームタウン協会が存在し、その95%は米国の30州にある。IMEはそれらの在外メキシコ人コミュニティの存続・強化に貢献している。

メキシコ政府は、IME を介して在米移民に教育、医療、低コストの送金レポートを提供して、移民の米国社会への定着を援助する。IME は米国での移民の社会的統合要因として最も重要なもののひとつである。メキシコ系移民は低教育レベル、英語能力不足、医療サービスの欠如、低賃金、非保険の未熟練労働者として米国社会の周縁者と位置付けられ、多くは米国社会の安全ネットの外にいる。化学薬品工場、ビル建設現場、下水処理施設、スーパーや病院の清掃作業等、所謂3K 労働に主に従事している。IME が移民の統合実践をセットして米国での成功を援助すれば、成功した移民は米国で苦闘している移民に恩恵を与えるという相乗効果が生まれる¹⁷⁾。

IME はプログラムの遂行機関であるが、大抵の場合、適切な政府機関との調整的役割を担う。IME の方針は、従来の移民との制限的關係を、メキシコ政府と移民間の公的關係を育成する機関を創設することによって転換することである。IME は2015年現在全米の領事館47か所に設置され、諮問評議会を介する二か国間市民連動モデルの創設、児童の学力向上のためのスペイン語による分析・調査、成人の適切な遠隔学習指導、非合法移民用の医療ステーションの設置、銀行を合法的に利用することを奨励する金融教育ワークショップ等で成果を上げている。エクアドル、ボリビア、ウルグアイ、パラグアイはメキシコを、移民サービスを提供するモデルと見ている¹⁸⁾。

移民の統合は受け入れ国の仕事だが、送り出し国であるメキシコ政府主導の統合構想はユニークであり、メキシコは米国人が受ける恩恵とのギャップを埋めようとしているのである¹⁹。メキシコ領事館は外交的圧力と介入によって自国民の権利と利益を守っている。領事館スタッフはパスポートや各種証明書を発給することによってメキシコ人の身分を証明しようとする。それらの証明書の中でも特筆すべきは、領事館証明書 (matrícula consular)²⁰の発給である。領事館証明書を提示すれば、金融機関や警察署等で身分を証明することができ、非合法移民の身分証明に大きく貢献している。また2004年12月には、越境すべきではない場所、砂漠での脱水症状への注意、米国で逮捕された時の処し方、ビザなしでの暮らし方等を記した32ページの小冊子、「移民ガイド」を発行し、法的庇護から除外された非合法移民を保護しようとしている²¹。

メキシコ政府は学術的交流にも力を入れ、移民の学生に奨学金を付与しメキシコでメキシコ文化を学ばせ、高い見識と技術をもった学生が将来、米国でビジネス機会を開拓することを企図している。また、米国における文化センターの設立に尽力し、米国図書館にスペイン語の書籍を配布している。

IMEは移民からの送金にも力を入れ、その促進策を以下のように掲げている。①金融サービスへのアクセスを奨励する。②安い送金料金の選択肢の情報を広める。③移民からの送金を基金にして投資を4倍にする「3x1プログラム」を実施する²²。④質の高い起業家移民の知識と経験を生かしたプロジェクトを組織し、メキシコ企業へ投資したり、メキシコ企業のパートナーとなってもらふ。2008年度の在米メキシコ系移民からの本国への送金額は260億ドルとなり、この金額はGDPの3%に当たる²³。IMEのスタッフは金融サービスを行わないが、金融や経済サービスを提供するメキシコ関係省庁との調停的機能を果たす。2006年の調査では48%の移民しか銀行口座を所有していないため、高い送金手数料を払っている。2004年の連邦収入調査によれば、小切手や預金口座を所有しないメキシコ系移民世帯主は53%に上る（白人世帯は14%、アジア人世帯は20%、他のラテン系世帯は37%）。その結果、メキシコ系移民は高

い小切手・現金交換店を使用せざるを得ず、通常現金で保管しているために盗難に遭いやすい。公的な銀行サービスを使用できないことは、小切手を使用できず、家や車のローン審査の通過を妨げている。そのため彼らがわかりやすく銀行を利用できるようにビデオを作成して銀行を使用する重要性を喚起している。IME は銀行口座開設の際に前述の領事館証明書を身分証明書の代替措置として受け入れるように各銀行と折衝した結果、現在400の金融機関が領事館証明書を公式な ID として承認している²⁴。

4. 米国人の反発

サミュエル・ハンチントンは、メキシコ人の増加は米国文化の伝統的価値観への脅威となると主張する。移民社会の規模と距離的近さはメキシコとの強力な絆を維持し、米国社会への統合を妨げるからである。また彼らは学歴が低いために他の移民コミュニティと比較して収入が低く、管理職にも就けないとその社会的周縁性を指摘している（表 2 を参照のこと）²⁵。米国では1980年代から移民への風当たりが強くなっている。特に保守的考えの米国人は正当に税金を支払っていないにもかかわらず、公共サービスを利用する非合法移民を目の敵にする傾向がある。移民受け入れに反対する米国人は、これまで幾度も移民阻止の運動を展開してきた。外国人の妊婦が米国で子供を出産して、子供に米国籍を与えようとする「在留許可のための赤ん坊出産」(anchor baby) に対する反対もその一例である。米国憲法修正第14条は、両親の人種、国籍、移民状態を問わず、米国で生まれたすべての子どもに米国国民としての市民権を付与するが、法制化されて150年近くも経つ法律は改憲すべきと唱える人は多い。1994年、非合法移民への公的サービス提供を禁じる、カリフォルニア州の住民投票で可決された「提案187号」(Proposition 187) は、連邦裁判所が違憲判決を下したために、効力を有することはなかったが、カリフォルニア州の主流社会が移民に対して抱く反感を如実に表している。当時のメキシコ大統領セディージョはこの提案に反対を公式に表明している²⁶。「提案187号」とは異なり移

民のアメリカ化を推進しようとするのが、「提案227号」(Proposition 227)である。この提案は公立学校におけるバイリンガル教育の廃止 (English Only) を訴えるもので、1998年、カリフォルニア州の住民投票で可決された。

米国の新聞記者アレン・ウォールは、「メキシコ政府は米国の移民政策へ影響を与える入念な戦略を練り、米国におけるメキシコ人の数を増やしている。これは秘密の陰謀ではない。メキシコのリーダーはそれを公然と主張している」とメキシコの移民送り込み政策を非難している²⁷。アレン・ウォールはさらにフォックスの批判を続ける。「フォックスは、米国・メキシコ国境の最終的開放を大統領選挙期間中に公約し、メキシコの経済発展によって移民はなくなると公約した。フォックスは米国在住のメキシコ人の市民権や合法的ステイタスにかかわらず、彼らに政治的関心を喚起した。彼の発言は非合法移民への不当な扱いを告発する伝統的メキシコの反米主義をはるかに凌ぐものである。彼はヒスパニックを外交の道具としてみなしている」²⁸。さらにウォールはメキシコの「二重国籍取得法」を米国でのメキシコ政府の政治的影響力を促進するものだと非難する。そして「領事館証明書」はフォックス政権が非合法移民の身分を保護するために発給され、非合法移民は警察署での逮捕や国外退去を免れていると主張し、「領事館証明書」はパスポートではないと語気を強める²⁹。ウォールの結論は、フォックス政権は米国在住の移民を外交の道具として利用しているということのようだ。

米国の新聞ザ・シグロは、メキシコの大統領フォックスはヒスパニックの票がメキシコ的外交政策の道具として影響を与えると発言し、著名なメキシコ人作家のカルロス・フエンテスはヒスパニック系住民による「沈黙の再征服」³⁰という言葉積極的に使用していると、購読者に注意を喚起している。また、米国の移民法を両国間案件にしようとする急先鋒であるメキシコの元外務大臣のカスタニェダは、米国の国内政治に介入することに躊躇せず、米国ラテンアメリカ連盟 (LULAC) の大会で、米国の移民法によってメキシコ人が砂漠で死んでいると非難し、米国の地方政府にロビー活動をすることによって、メキ

シコ政府は非合法移民に人間らしい生活を提供できると述べた³¹。

ゾグビー・インターナショナル世論調査によれば、58%のメキシコ人は米国の南西部はメキシコに帰属することに賛成し、反対は28%、回答なしが14%であった。また、メキシコ人の57%は米国の許可なしに米国に入国できると答えた。それに対して、米国人は58%が移民の制限を望み、65%が非合法移民への恩赦に反対、68%は国境での取り締まりにおいて軍の参加に賛成している³²。

反移民団体は、メキシコは米国法を侵害し、米国での政治的経済的利益を促進するために領事館網を利用してしていると批判する³³。領事館はその外交業務を逸脱し、IMEは地方役所でのロビー活動を介して政治的組織や支持団体と化し、米国の移民法の適用に反対し、コミュニティの活動において米国の内政に干渉しているが、米国政府は隣国の攻撃的態度に対応していないと、メキシコ政府の積極的外交と消極的な米国政府に批判の矛先を向けている。メキシコは米国の政治的システムの間隙を利用して利益を促進し、米国が干渉する可能性を制限している。また、メキシコは米国のシステム、法、行動を知悉し、米国への内政干渉との非難を受けることなく、メキシコ人コミュニティを支持する戦略を描いている³⁴。

一方ゴンザレス・マーフィとコスロウスキは別の視点からメキシコの移民政策を非難する。メキシコは米国に国境のオープン化を要求する一方で南部のグアテマラ国境での通関を厳格に取り締まっているというのである。メキシコの移民官と警察官は移民の権利を制限するばかりか、人権侵害にも関与し、時には死に至らしめる場合もあると、告発する³⁵。

メキシコは1970年代以降、国内の人口爆発、内戦下のグアテマラとエルサルバドルからの難民の流入、中米人の米国への通過、ヨーロッパからの技術者の殺到、自国民の米国への移民などに対処しなくなってきた。1974年、修正国民一般法（GLP）を可決し、実質的に移民への扉を閉ざした。米国でグリーン・カードを取得するよりメキシコで永住許可を取得するほうが難しくなった。その骨子は、社会的経済的発展の恩恵に公平な機会参加を与え、人口に

影響を与える現象を規制することである。健全な身体と精神を持ち、同化意欲があり、メキシコの雇用の障害とならない移民を奨励する。入国、滞在、自主的出国を管理することに焦点を置き、外国人の強制退去を管理する法律であり、内務省に帰属する国家移民局が管轄する。移民は移民と非移民の二つのカテゴリーに大別される。外国人は、合法的な移民（Inmigrado）のステイタスを獲得するまで5年間、メキシコに居住し、外国人国家登録所に登録しなければならない。非合法移民は裁判なしに国外追放され、公文書偽造は罰金または投獄の罪に問われる³⁶。

この新移民法の施行によってグアテマラ国境でメキシコの移民官による中米人に対する搾取、不正、暴力等の人権蹂躪が相次ぎ、中米各国政府や米国からメキシコ政府に再三抗議がなされるようになった。メキシコ政府は米国にメキシコ人の人権の保護、ビザの発給、ゲスト・ワーカー・プログラムの確立を呼びかけている一方で、メキシコへの移民に対して同様の市民権を付与していないと非難された。

そのような長年の抗議に対応して、2008年4月、メキシコ議会は合法的ビザを所持しない入国者に対する重罪犯罪罰則を廃止することを可決し、投獄を5000ペソ（約400ドル）の罰金刑に軽減した。2010年9月、合法、非合法移民の区別なく、人権侵害のケースを報告する権利、また医療処置を受ける権利が保障された。違反者が告発された場合は、30日の停職か解雇に付することが決定された。2011年5月、カルデロンと議会は以下の移民法に署名した：1. 移民の権利と保護の保障、2. 合法移民促進のために移民法の簡略化、3. 家族結合の原則と人権保護の確立、4. 内務省に移民労働問題の一極化。また同法は困窮した移民の援助、子供や傷ついたグループをどのようにケアすべきかの特別手続きを確立した³⁷。こうしてメキシコ人の権利が米国で尊重されるだけでなくメキシコへの入国者の人権も保護されるようになったのである。

5. ロサンゼルスでの移民調査

第4章までの議論を前提に、同化傾向が弱いと指摘されている在米メキシコ系移民のアイデンティティとメキシコ外務省が意図する移民政策が、米国のメキシコ系移民社会ではどのように評価されているのか、ロサンゼルスで2016年夏、アンケート調査を実施した³⁸。アンケート表は、筆者の調査目的である1. 移民のアイデンティティ意識と2. 「在外メキシコ人機構」(IME) への評価に特化し、調査項目は①氏名、②性別、③年齢、④出身地、⑤米国での滞在年数、⑥職業、⑦所有する身分証明書の種類、⑧アイデンティティ、⑨帰郷経験、⑩帰郷回数、⑪帰郷理由、⑫ホームタウン協会の必要性、⑬必要性の理由、⑭領事館の評価、⑮コメントに絞った。

ロサンゼルスには多数のホームタウン協会が存在するが、フェデラシオンとかクラブとか呼ばれるそのような移民組織の実態は、筆者がインタビューしたロサンゼルスのメキシコ総領事館の広報担当官さえ明確には把握しておらず、今回の調査では長期間積極的に活動している移民組織の中から2つを選択した。組織のリーダーと事前にアポイントを取り、アンケートを実施した。一つは「南カリフォルニアのサカテカス州出身者フェデラシオン」であり、もう一つは「二国間オアハカ先住民戦線」(FIOB)である。前者はメキシコ北部のサカテカス州出身の移民から構成される。サカテカス州人は1960年代から米国への移住を行い、同州出身者は米国移民の先駆的存在である。そのためメキシコ系移民の中では所謂「アメリカン・ドリーム」を達成した人々が多い。彼らはロサンゼルス市中心部に近い中産階級の居住区にフェデラシオンのビルを自己資金で建設している。人種は白人とメスティーソによって構成される。一方、後者はメキシコの南部に位置するオアハカ州の先住民移民組織である。オアハカ州はメキシコで最も多様な先住民が居住する民族のモザイク州である。オアハカの先住民が米国に移住するようになったのは1990年代で、比較的新しい移民グループといえる。オアハカ州の先住民のなかでその人口が最大のはサポテカ族である。「二国間オアハカ先住民戦線」(FIOB)はそのサポテカ

族の移民を中核として組織が運営されているが、その本部は郊外の借家である。

さて、サカテカス州出身者にはフェデラシオンの理事会開催日に合わせて調査を実施させてもらった関係上、回答者は8名と少なく、女性1名が含まれる。年齢は40歳から70歳、滞在年数は21年から52年（滞在平均年数40年）、職業は企業家、マネージャー、エンジニア、プログラマー、車整備士、消防士、身分証明書は全員がパスポート所有と、彼らが確実に米国に根を張り、社会の一員として活躍しているのが観察できた。ところが彼らほど米国社会に融合したかに見える移民でもアイデンティティを米国人であると回答したものは一人もいないのである。大半がメキシコ人であると答え、3名だけがメキシコと米国の二つのアイデンティティを挙げた。英語を流暢に話し、ビジネスでも成功し、地域社会に馴染んでいるにもかかわらず、自身をメキシコ人と見なす回答は筆者の想定外であった。サカテカス移民の全員が、帰郷経験があり、しかも毎年複数回故郷を訪れている。その主な理由は故郷との連帯である。故郷との精神的繋がりが、移民組織であるフェデラシオンの存続の要諦であると断言している。米国という移民大国では生まれ故郷と恒常的に交流することによって自身のアイデンティティを確認し、自己同一化の過程で互助精神が助長され組織がさらに強化されるのである。その結晶がサカテカス州から始まった「3x1プログラム」である。故郷の道路整備、学校・病院建設、ビジネス促進に大きく貢献し、故郷の発展と生活向上は今ではサカテカス移民の生きがいとなっている。だが、領事館に対する評価はあまり高くない。評価しないが4名、ある程度評価するが4名と2分したが、後者の4名にしても今後のサービス向上が必要という条件を付けている。メキシコ政府はIMEを介してメキシコ系移民との連携を図り、米国政府への影響力を強めようとしているが、移民側はメキシコ政府の戦略を理解し、評価しているわけではないのである。

他方、オアハカ先住民のアンケート調査は活動資金集めが行われた立食パーティで実施したので、17名から回答が寄せられた。男性8名、女性9名、年齢は31歳から56歳、滞在年数は半年から40年（滞在平均年数23年）、職業は通訳、

教師、調理師、クリーニング業、車整備士、主婦、無職、身分証明書はパスポート所有者7名、領事館証明書所有者4名、パスポートと領事館証明書所有者3名、短期ビザ1名、無回答1名、身分証明書無1名であった。職業欄への無回答が7名あり、主婦と無職と回答した者を含めると、回答者中で9名が無職に近い就労状況と推定される。オアハカ州出身者の平均滞在年数23年を考慮すると、雇用状況が芳しいとはいえない。長年米国に住みながら、英語の低習熟度や先住民という人種的ハンディキャップが影響していると考えられる。さて彼らのアイデンティティ意識調査では、米国人と答えた者はゼロ、メキシコ人と回答した者は6名、ヒスパニック1名、オアハカ人4名、サポテカ族5名、無回答者1名であった。組織自身がオアハカ州出身者を中心に構成されていることを勘考すれば、これは想定内の結果である。彼らにとって、米国という国家はあくまで生活圏ではあるが、彼らの精神性にはほとんど影響を与えていないのである。オアハカの先住民集落がロサンゼルスに移動したにすぎない。異郷で故郷の言語を話し、先祖伝来の祭事を執り行っている。FIOBはフェデラシオンやクラブという単なるホームタウン協会ではなく、米国でオアハカ文化を保持し、先住民生存のために闘う「戦線」なのである。彼らの領事館に対する評価はあまり高くない。領事館証明書の発給については高く評価しているが、彼らが望む、非合法移民へのビザ発給、収監所における逮捕者への支援、保健医療サービスの援助に関しては領事館業務の改善を要望している。

サカテカス人は移民の時期が早かったために、米国社会での滞在平均年数も40年と長く、安定した生活を送っている。人種的にはメスティーソや白人で肌の色によって米国で差別されることも少ないであろう。それでもアイデンティティを米国人であると回答する移民は少なく、メキシコ人であると回答するものが多い。米国に40年も住みながら、全員が帰化せずにメキシコ国籍を維持している。同化しているように見えて、精神的には同化していない。経済的に社会的に安定した日常生活を送り、成功移民と言われる彼らさえ、心から米国社会に同化しているわけではない。サカテカス・クラブに所属するのは、偏に出身

地への愛着からである。同郷人で連帯してアイデンティティを保持することが重要なのである。「3x1プログラム」には積極的に参加し、2004年度だけで300万ドルを故郷に送金している。

一方先住民の移民の歴史は比較的浅く、米国社会に溶け込むにはまだ時間が必要である。人種的には肌の色が浅黒く東洋的風貌から、差別を受けているというデータがある³⁹。収入は安定しておらず、成功した移民とは言い難い。そのような逆行のなかで、必死に先住民の移民コミュニティを結成し、出身地との交流を絶やさず、自分たちの先住民アイデンティティを保持・強化しようとしている。アイデンティティ保持に関してはサカテカス人もオアハカの先住民も同様の努力をしている。異国に住んでいるからこそ、同胞との団結が必要なのだ。留意すべきは、メキシコ国内での社会的格差が米国でも反映されていることである。白人やメスティーソは母国では社会的ヒエラルキーの上位に位置するが、先住民は社会階層の下層に属している。その意味では、先住民は国内でも移住先でも社会的周縁者として厳しい環境に置かれている。

IME に対する評価は成功移民と言われているサカテカス人でさえ低い。オアハカ先住民の評価も同様に低い。サカテカス移民との聞き取り調査では、IME は2010年頃まで機能していたが、最近では官僚的で政治的名誉職として赴任してくる領事が多く、真摯に移民行政を行う外交官が少ないという感想を述べている。FIOB のリーダーは、裁判所や移民局で拘留されている同胞は、英語はおろかスペイン語さえ話せない先住民であるにもかかわらず、IME には先住民言語の通訳を派遣する制度は存在しないと、不満を漏らす。IME 側からすれば、移民の教育の促進、医療の改善、連帯構築等で手が一杯でとても先住民言語の通訳を常駐させる財政的余裕はないであろう。IME は外務省が宣伝するほどには機能していないのではないかという疑問はわくが、市民目線から見ると国家機関はたいていの場合、批判の対象となるということかもしれない。

結論

移民の送り出し国と受け入れ国の間には依存性と権力の非対称性がある。送り出し国は自国民の保護責任より受け入れ国との良好な外交関係の維持を優先しがちである。1980年ごろまでメキシコ政府は、受け入れ国である米国との摩擦を回避することに腐心し、移民を保護する必要性と不干渉の原則維持の板挟みとなった。だが、カルロス・サリーナス政権（1988-94）以降、従来の米国との非対称的外交関係を転換しても、両国関係を必ずしも阻害しないと判断した。その転換はメキシコ政府の消極的政治姿勢と不干渉主義を正当化してきた独自の民族主義的外交政策の変容を意味した。メキシコ政府は NAFTA 発効以降、2国間関係の新しいダイナミズムを基盤として、2国間関係の協調関係を維持しつつ、受け入れ国の政治に対しても送り出し国側による新しい戦略を展開する。その戦略とは、米国の移民コミュニティ組織とトランスナショナルな交流を制度化して、米国社会におけるメキシコの政治的発言権を少しでも強めることである。その見つめる先には国境を跨いだ政治的経済的文化的空間、つまりメキシコのラテン文化の想像の共同体の創設がある。

このようなメキシコの思惑を担うのが、米国に設置された47の領事館の「在外メキシコ人機構」（IME）である。IMEは在外同胞の教育水準の向上、医療ケア、身分保証を積極的に行い、特に米国社会の周縁者である非合法移民の保護に力点を置いている。領事館で発給される「領事館証明書」は移民局、警察、銀行で非合法移民の身分証明書として利用されている。その一方で、移民組織の「在外メキシコ人コミュニティ民族評議会」（CCIME）と連帯して、米国社会におけるメキシコ系移民の地位向上ばかりか、政治的影響力も獲得しようとしている。CCIMEとの協力関係は「3x1プログラム」という政府と移民コミュニティが一体となった基金制度を生み出し、ホームランドの経済的活性化につながっている。

一方米国社会は、米国のメキシコ人コミュニティとの活発なトランスナショナルな関係を拡大しようとするメキシコ政府の目的が、移民の統合を妨げ、衝

突を誘発しかねないと危惧する。また、メキシコ政府が北部国境と南部国境で異なる移民法を実施するダブル・スタンダードを疑問視する米国人もいる。主流米国人社会の中には、メキシコ系米国人を「招かざる客」と見なす人々は決して少なくないのである。

第4章までの議論を前提に、同化傾向が弱いと指摘されている在米メキシコ系移民のアイデンティとメキシコ外務省が意図する移民政策が、米国のメキシコ系移民社会ではどのように評価されているのか、ロサンゼルスで今夏、実施したアンケート調査では以下のような含意が得られた。アイデンティティに関する意識調査では、成功移民と言われるサカテカス州出身者も社会の周縁者と見なされているオアハカ州出身者のサポテカ族先住民も自身を米国人と同定化していない。アメリカン・ドリームの成否にかかわらず、メキシコ系移民は米国社会への同化傾向が弱い。米国の著名な移民研究者のウエイン・コーネリアスやアレハンドロ・ポルテスはメキシコ系移民を同化できない人々と評価しているが、実際のところ、彼らはあえて同化しない移民と言えないだろうか。その理由としては、3200キロの国境を介して米国と隣接し、最近では入国が厳しくなったとはいえ、比較的自由に出入国が可能であったことによって出身地との越境空間の構築が容易であったこと、低い英語能力や専門性に欠けるメキシコ系移民に対する米国社会の優越感や差別に日常的に遭遇するために、それに反発した移民コミュニティが個別に連帯し、互助精神によって自らを防衛する必要性があったことが考えられる。生活空間は米国にあるが、精神的拠り所はメキシコの故郷にある。物質性と精神性を巧みに使い分けたトランスナショナル的移民空間が存在する。

移民コミュニティのメキシコ人在外機構（IME）に対する評価は、それほど高くない。IMEはそれほど潤沢でない予算と限られた人員でメキシコ系移民を保護し、領事館証明書の発給、「3x1プログラム」の推進、金融機関使用の促進等で成果を上げているが、移民コミュニティは満足していない。もし「想像の共同体構想」の実現を目指すなら、移民の意見に耳を傾け、きめの細かい

対応が必要であろう。今回実施したサンプル数が少ない予備的アンケート調査では仮説を十分に証明できたとは考えていない。今後はサンプル数を大幅に増やすとともに、「二重国籍取得法」を手掛けたメキシコの国会議員や移民コミュニティとの交流を積極的に促進する外務省の幹部とのインタビューが不可欠である。

注

1. Ramos pp.19-40
2. Délano, p.145
3. Rosenblum, p.1
4. 本稿は、カルロス・ゴンサレスの論文に依拠して、独自の資料収集・分析とアンケート調査という二部構成によって「想像の共同体構想」説を展開する。ゴンサレスは送金によって移民コミュニティとホームランドの精神的絆が強化されるということに言及していない。「想像の共同体構想」説を唱えた米・墨の研究者は皆無に等しい。従来の研究は、国境を跨いだ「実体的トランスナショナルな共同体」に重点を置き、政府に主導された「想像の共同体」の形成および発展を体系的に検証する視点を欠いていた。この仮説を独自のアプローチで証明することは、独創的研究につながると判断し、本論文を執筆した。
5. Méndez Lugo, p.1
6. González p.549
7. ibidem, p.548, Rumbaut, p.764
8. González, p.564
9. ibidem, p.566
10. Ferrer Silva, p.32
11. González, p.549
12. Méndez Lugo, p.3
13. Délano, p.172 CCIME の選挙には、メキシコ政府は干渉できず、任期を終了した評議会委員の責任下実施され、透明な選挙が行われる。
14. Laglagaron, p.9 サカテカス州出身者は1985年、ロサンゼルスに包括的組織、サカテカス州出身者連帯クラブ (Federación de Clubes Zacatecanos Unidos) を創設した。かれらはホームランドのサカテカス州の政治家たちと連帯し、同州のインフラ、サービス、文化交流、政治的動員計画で協働している。
15. Orozco, Garcia-Zanello, p.7,
16. Méndez Lugo, p.3
17. Laglagaron, p.1,
18. ibidem, p.2

19. ibidem, p.3
20. 領事館証明書の取得に必要な書類はメキシコの出生証明書、顔写真つき身分証明書、米国の居住証明書の3点である。顔写真付き証明書は運転免許書、在外選挙権登録書、徴兵証明書、小中高の身分証明書のうちいずれかを提出すればよい。居住を証明する書類は、光熱費や電話料金の領収書、賃貸契約書、納税証明書、車両保有証明書のうちいずれかを提出すればよい。手数料は27ドルである。
21. Watanabe pp.46-47,
22. 田中, p.18. 「3x1プログラム」は、1986年にサカテカス州と米国の移民コミュニティとの間で開始された「1x1プログラム」に由来し、次に市町村が参加したことによって「2x1プログラム」に変更され、最終的に連邦政府が参加して「3x1プログラム」に発展した。
23. Laglagaron, p.31
24. ibidem, p.32
25. Huntington, p.30, p.43
26. 米国にある47のメキシコ領事館は、1994年に「提案187号」反対デモを組織した。
27. Allan, p.95
28. ibidem, p.97
29. ibidem, p.103
30. Fuentes, p.2. フェンテスは「移民」というエッセイで、三千万人のヒスパニックによって沈黙の再征服が進行中であり、米国最大のマイノリティ集団の英語化は難しいと述べ、米国は英語以外にスペイン語話者やそれ以外のヨーロッパ語話者、アジア語話者、先住民語話者から構成される多言語世界であることを勘考すれば、スペイン語等を第2言語として承認してこそ21世紀のグローバル化時代に対応できると論じている。
31. The Siglo, October 20, 2001
32. Zogby international Poll, May 2002
33. FAIRUS, Mexico's defense of Illegal Immigrants, July, 2005,
34. Délano, p.174,
35. González-Murphy, Koslowski, p.1
36. ibidem, pp.4-5
37. Rosenblum, p.11
38. 今回のアンケート調査（スペイン語）は、調査対象者に事前に研究の目的・方法・安全性・個人情報保護などについて十分説明し、同意を得たうえで実施した。
39. Alarcón, Escala and Odgers, p.137. 「おまえはオアハカ野郎かよ」と詰問されたオアハカの先住民は「そうだ！俺たちはちびで、浅黒で、頭がでかいが、全然気にしちゃいないよ。それが俺のルーツだからね。俺は先住民の血が流れていることが誇りでね、ハッピーだよ」と応酬している。

参考文献

Alarcón, Rafael, Escala, Luis and Odgers, Olga (2016), *Making Los Angeles Home*, Uni-

versity of California Press

- Déllano, Alexandra (2006), *De la “no intervención” a la institucionalización: la evolución de las relaciones Estado-díaspóra en el caso mexicano*, Estudios de Política y Sociedad, vol.2, núm.1
- Ferrer Silva, Liliana (2008), *Cabildeo en Estados Unidos: retos y oportunidades para México*, Revista Mexicana de Política Exterior, IMRED, número 84
- Fuentes, Carlos (2015), *Migraciones*, Nexos
- González Gutiérrez, Carlos (1999), *Fostering Identities: Mexico’s Relations with its Diaspora*, The Journal of American History, Vol.86, No.2
- González-Murphy, Laura, Koslowski, Rey (2011) *Understanding Mexico’ Changing Immigration Laws*, Woodrow Wilson International Center for Scholars
- Huntington, Samuel (2004), *The Hispanic Challenge*, Foreign Policy, March-April
- Laglagaron, Laura (2010), *Protection through Integration,: The Mexican Government’s Effort to Aid Migrants in United States*, National Policy Institute
- Méndez Lugo, Bernardo (2016), *Reflexiones sobre las comunidades mexicanas en Estados Unidos en la coyuntura actual*, Asociación de Diplomáticos escritores, 2016, 28 de abril.
- Orozco, Manuel, Garcia-Zanello, Eugenia (2009), *Hometown Associations: Transnationalism, Philanthropy and Development*. Spring/Summer, Vol. XV, Issue II, Brown Journal of World Affairs, Washington D.C.
- Ramos, Samuel (1994), *El perfil del hombre y la cultura en México*, Colección Austral, Espasa-Calpe
- Rosenblum, Marc R. (2012) *Mexican migration to the United States: Policy and Trends*, Congressional Research Service
- Rumbaut, Rubén G. (1994) “*The Crucible Within: Ethnic Identity, Self-Esteem and Segmented Assimilation among Children of Immigrants*”, International Migration Review, Vol.28, No.4.
- 田中絵梨奈 (2014)、郷里送金を地域発展に活かす—メキシコ西部トウスカウエスコ村の「越境するコミュニティ」を事例に—上智大学イベロアメリカ研究所
- Wall, Allan (2002-2003), *Undue influence: The government of Mexico and U.S. immigration policies*, The Social Contract, winter
- Watanabe, Akira (2008), *Expanding Mexican Migrants Society and the Mexican Government*, ラテンアメリカ研究年報、No.28

本論文は学術研究助成基金助成金（課題番号16K03135）による成果の一部である。

表 1. カリフォルニア南部とフロリダ南部における移民児童の自己申告によるエスニック・アイデンティティ Ruben G. Rumbaut (1992), p.764

出生によるエスニック・アイデンティティ	外国生まれ (FB) 総数 米国生まれ (US) 総数	%米国人	%外国系米国人	%メキシコ生まれ	%民族的・汎エスニック系・その他 %ヒスパニック FB 41.2 US 20.6 %チカーノ FB 3.7 US 24.6 %黒人 FB 0 US 0.4 %混血・その他 FB 2.7 US 3.5	総サンプル数
メキシコ	N(FB) = 301 N(US) = 456	FB 0 US 3.9	FB 16.3 US 38.8	FB 36.2 US 8.1	FB 47.5 US 49.1	N = 757

表 2. メキシコ系米国人に関する世代ごとの学歴 (1989-90) Samuel P. Huntington, p.37

	第 1 世代	第 2 世代	第 3 世代	第 4 世代	米国人 (メキシコ系米国人を除く)
高卒未満 (%)	69.9	51.5	33.0	41.0	23.5
高卒 (%)	24.7	39.2	58.5	49.4	30.4
大卒相当以上 (%)	5.4	9.3	8.5	9.6	45.1